

徳島県告示第三百四十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
県税トータルシステムの運用維持管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部税務課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和三年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社
東京都港区港南二丁目一五番三号
- 五 契約金額
三千四百三十八万五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号